

学校再開後の感染症防止対策について

唐津市教育委員会

1 基本的な感染症対策

(1) 3つの密（密閉・密集・密接）を避ける。

- ・教室等のこまめな換気を実施することとし、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じる。気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うなどして密閉を避ける。（空調使用時においても換気は必要であることに留意し、休み時間ごとに全部の窓を開放し、授業時間は、可能な限り教室の対角線上の一つ以上の窓を開け、自然換気を図ること。）
- ・必要に応じて人数を分けた学習の実施を検討するとともに、密集が避けられない学習活動を実施しない。
- ・近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ活動等の対面での学習活動を行わないなど、工夫して密接を避ける。

(2) 学校での登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。また、咳エチケットを徹底する。

- ・基本的に児童生徒等や教職員はマスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すように対応する。
- ・登下校中においては、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、児童生徒の間隔を十分に確保する等の配慮をした上で、マスクを外すように対応する。
- ・体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分に確保する等の取扱いをする。

(3) 多くの児童生徒等が触れる場所や物品等については、1日1回は消毒を行う。

(4) 家庭と連携した、毎朝の検温及び風邪症状の確認をしてもらい、軽い症状であっても学校に報告するとともに、登校を控えさせる（出席停止扱いとする。）。同居する家族にも、感染症の疑いがある場合（家族が濃厚接触者に特定、もしくは家族がPCR検査を受ける場合）は、当該家族のPCR検査結果が判明するまでの間、出席停止扱いとする。また、一度発熱があってもすぐに平熱に戻り、数日後に再度症状が出て新型コロナウイルス感染症の陽性が発覚する事例が多く報告されていることから、平熱に下がっても数日は自宅で休養させる。

また、朝の会等を利用して、学校においても登校時の健康状態を把握する。

2 新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の留意点

唐津市内において、新型コロナウイルスへの感染者が確認されているが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」による「感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階」であることから、現在の唐津市の状況は【レベル1】（ステージI）である。

《個別事項に関する留意点》

(1) 保健管理に関すること

- 上記の「1 基本的な感染症対策」に努めること。
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。
- 児童生徒等の家族に感染の疑いがある場合（家族が濃厚接触者に特定、もしくは、家族がPCR検査を受ける場合）は、以下の事項について留意するよう児童生徒等に指導するとともに、保護者等に対して周知し、家庭等において徹底してもらうよう理解と協力を求めること。
 - ア 症状のない他の家族も通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒等については登校しないこと。なお、この場合は、当該家族のPCR検査結果が判明するまでの間、出席停止の取扱いをすること。
 - イ 自宅では部屋を分けること。また、行動の動線を分け、手すりやドアノブなど手を触れる部分について消毒を行うこと。
- フェイスシールドが飛沫を飛ばすことを防ぐ効果については、まだ不明な点が多いため現段階における感染症対策としてはマスクなしでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離を保つことが望ましいと考えられる。

(2) 心のケアに関すること

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握すること。
- 児童生徒等の状況把握に当たっては、保護者等との連携に努めること。
- 健康相談等の実施及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、組織的な支援体制を整備すること。
- 心配なことがあったら一人で抱え込まずに、必ず先生や信頼できる大人に相談するよう、電話相談を含めた相談窓口を児童生徒等及び保護者へ周知すること。

(3) 差別やいじめ等への対応に関すること

- 臨時休業中にインターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等への偏見や差

別が生じないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施などにより、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒等や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした差別やいじめ等に悩んだ場合の相談窓口を適宜周知すること。

(4) 児童生徒の教育活動等に関すること

(各教科における活動に関すること)

- 以下のような感染のリスクが特に高い活動については、可能な限り感染症対策をとり、方法を工夫したうえで、実施することを検討する。

例) ・各教科に共通する活動として、「児童生徒が一斉に大きな声で話す活動」

- ・音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・運動会や体育大会、文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・他の都道府県に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

(出席停止等に関すること)

- 児童生徒等が感染への不安から欠席した場合には、原則、出席停止等の扱いとしないこと。なお、感染経路不明の感染者が増えるなど、今後、県内の感染状況に変化が生じた場合は、改めて通知する。

(教育課程に関すること)

- 出席停止の場合は、児童生徒等が授業を十分に受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課する等の必要な措置を講じる等配慮をすること。

なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

- インターネット環境を利用して児童生徒等に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、家庭の通信環境に充分配慮し、オンライン教材の動画、画像、文字の適切な配分により容量の低減を図るとともに、個人情報や著作権等の保護に留意すること。また、配信されたコンテンツ等の二次利用やSNS での共有等により、個人情報や著作権の侵害となるような行為を行わないよう、児童生徒等に対して適切な指導を行うこと。さらに、保護者に対してスクールニュース、はなまる連絡帳やホームページ等により周知を行うなど適切に対応すること。なお、オンライン授業等を実施するに当たっては、平成28年4月15日付け教委教第140号「児童生徒への連絡に係る教職員の対応について（通知）」を適用しないこととする。

(通学に関すること)

- 公共交通機関等で通学する児童生徒等の通学に関しては、必要に応じて時差通学等を行うなど、できる限り「密閉」「密集」「密接」になる状況を避けるように配慮すること。

(部活動に関すること)

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒のけが防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するように指導すること。
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分に留意すること。
- 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体距離を確保できる少人数による利用とすること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 用具については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏等のもとより、会場への異動や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- 練習試合や合同練習、合宿の企画実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の時間における取扱いに準ずること。
- 生徒が感染予防のために部活動に参加しないことを希望する場合は認めること。
- 県外の学校やチームとの交流は、感染症拡大状況、感染症対策等を確認し、各学校で判断を行ったうえで実施可能とする。(令和2年9月9日現在)。各種大会への参加については、大会の感染症対策等を確認し、学校として責任をもって、参加や実施の必要性を判断すること。
- 高温多湿の季節になることから、熱中症対策等にも万全を期すこと。

(学校給食に関すること)

- 調理員及び配膳者の健康管理を徹底すること

- 給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケットのためのハンカチ等を台上に準備しておくなど必要な対応を指導すること。

《学校行事等に関すること》

- 集会等を行う場合には、使用する体育館や教室等のこまめな換気を実施するとともに、児童生徒等が密集しないように工夫し、実施時間の縮減、感染防止の徹底等について適切に対策をとったうえで、実施すること。

なお、実施を検討する際は、必要に応じ、学校医等に相談すること。

- 修学旅行における感染症対策については、上記までの感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（6月3日公表、6月23日第2版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行うこと。

《県費教職員について》

- (1) 児童生徒等と同様、感染防止対策を確実にを行い健康管理を徹底すること。また、発熱等の風邪症状が見られるときは、軽い症状でも自宅で休養するよう徹底し、家族に感染の疑いがある場合は、以下の事項について留意するよう指導する。

ア 症状のない他の家族も通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒等については登校しないこと。なお、この場合は、出席停止の取扱いをすること。

イ 自宅では部屋を分けること。また、行動の動線を分け、手すりやドアノブなど手を触れる部分について消毒を行うこと。

- (2) 教職員が罹患した場合は、病気休暇等を取得させること。教職員が濃厚接触者であるなど当該職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には特別休暇や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすること。

- (3) 週休日に登校日を設けたり、授業を行ったりする場合は、適切に振替を行うこと。

《感染者等が発生した場合の対応について》

- (1) 児童生徒等や教職員が感染した場合

- 当該児童生徒等は直ちに出席停止措置をとること。（教職員の扱いについては《県費教職員について》(2)参照）

- 当該学校は直ちに臨時休業とし、保健福祉事務所と連携し、適切に校内の消毒を行うとともに、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。なお、現在の専門的知見に基づき、当該児童生徒及び教職員等が他の学校関係者に感染させる可能性がある期間（当該児童生徒及び教職員等が発症（無症状の場合は検体採取）した時点から2日前以降）に登校（出勤）していない状況か確認された際には、臨時休業としない。

○ 学校の再開については、保健福祉事務所の指導に従った上で、「学校における活動の態様」、「接触者の多寡」、「地域における感染拡大の状況」及び「感染経路の明否」を踏まえ、市教育委員会と協議の上で判断すること。

(2) 児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合

○ 当該児童生徒等は直ちに出席停止措置をとること。授業中にあつては感染症対策を講じた上で安全に帰宅させること。（教職員の扱いについては《県費教職員について》(2)参照）出席停止等の期間については、保健福祉事務所の判断による。

○ 当該児童生徒等のPCR検査の結果が判明するまでの間、学校の活動等については、保健福祉事務所の指示等により、市教委が判断する。

○ PCR検査結果が陰性の場合、学校を再開すること。

○ PCR検査結果が陽性の場合、《感染者等が発生した場合の対応について》(1)により対応すること。

(3) 感染者等に対する差別やいじめ等への対応

○ 児童生徒等に感染者等が発生した学校については、当該感染者等が通学を再開する時期などにおいて、差別やいじめ等が起きることがないように、特に配慮すること。

《その他》

(1) 学校は管轄の保健福祉事務所との連携に努め、学校内の感染状況を把握するよう依頼されたり感染症対策についての指導があったりした場合は、適切に対応すること。

(2) 本件に関して対応が必要な事案が生じた場合は、市教育委員会から別途通知する。